

発注者をサポートする仕組みについて

(論点) 体制が十分でない発注者も少なくない中で、各種の対策の浸透、普及、拡大を図るためには、どのような方策によってそのサポートを行うことが適当か。

1. 基本的な考え方

平成5年及び平成10年の中央建設業審議会の建議や入札契約適正化法に基づき、総務省と国土交通省で連携して、地方公共団体の取組みを促し、また、支援してきたところであるが、入札契約適正化法の徹底、公共工事の品質確保の促進に関する法律の考え方の普及の必要性が高まる一方で、地方公共団体の実情を踏まえれば、紙による指導や一方的な情報提供のみでは全体としての適正化が進みづらい状況であると考えられる。

また、公共工事の品質確保の促進に関する法律においては、国及び都道府県は、発注者を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨規定されたところである。

このような状況を踏まえ、体制が十分でない発注者の業務をサポートする仕組みを整備し、国及び都道府県が積極的な支援を行うべきではないか。

2. 具体的な検討事項

地方公共団体における入札契約適正化の推進のため、地方公共団体に共通する課題について、国の情報の提供や調査、検討、協議等を行い、関係地方公共団体間での申し合わせの実施等を通じて、各地方公共団体での取組みを強化するとともに、関係機関による市町村の支援の促進、国の施策への反映等を進めることができるよう、国と地方公共団体が一体となった新たな推進体制を構築すべきではないか。その際、ブロック

単位及び都道府県単位の公共工事契約業務連絡協議会の活動の充実等についても検討すべきではないか。

各施策の実施に伴い事務量の増大が想定されるほか、専門家が必要となることが想定される。このため、事務を適切に遂行することができる個人としての専門家の育成を進めるべきではないか。また、組織的には、中小規模の発注者でも、これらの措置の適切な実施が可能となるよう、独立行政法人等における受託制度の活用や都道府県の建設技術センターの活用、国及び都道府県の発注関係・建設業関係部局の活用等を進めるとともに、民間事業者の活用についても検討すべきではないか。この際、公の機関以外の組織による発注関係事務の実施については、当該組織の中立性・公正性を確保しつつ、当該組織が求められる業務が可能となるよう、制度的な手当も含めて検討していくべきではないか

市町村の技術職員在籍状況について

小規模な自治体は技術職員が十分に在籍しておらず、一人も技術職員が在籍していない市町村数も全体の約26%に上っている。

区分	土木技師がいない市町村		建築技師がいない市町村		土木技師も建築技師もいない市町村	
	市町村数	比率(%)	市町村数	比率(%)	市町村数	比率(%)
市(政令市含む)	14	2.8	31	6.1	10	2.0
町	439	28.9	993	65.3	422	27.8
村	206	51.9	331	83.4	202	50.9
合計	659	27.2	1355	55.9	634	26.1

出典：(社)全国建設業協会「市町村における技術系職員数の調査結果(2000年4月)」

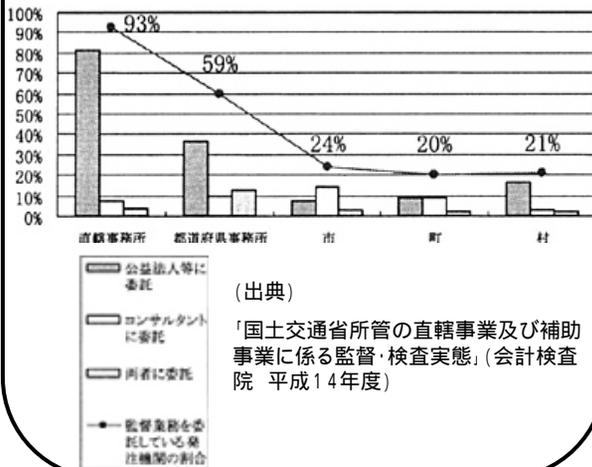
各都道府県建設業協会が都道府県を通じて調査を実施。回答があった数値を合計。

公共工事における発注者支援事例

積算、監督等の一部業務支援

例) 監督業務についての外部機関による技術支援状況(国土交通省所管分)

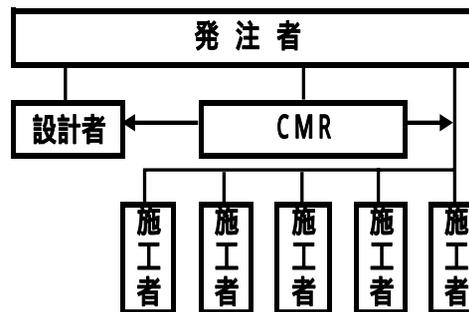
業務の委託先は、都道府県により管内に設立された公益法人等と民間の建設コンサルタントに大別される。



プロセス全体を通じた支援(CM方式)

例) 胆沢ダム建設工事

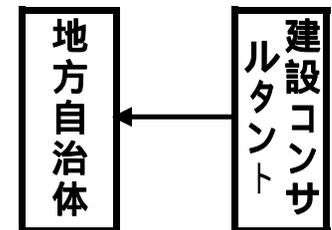
マネジメント業務実施者(CMR)の業務内容は、設計照査、試験計画、材料等技術評価、工程フォローアップ、安全管理、品質管理、施工調整、コスト縮減案の作成等広範に亘る。



助言等の包括的業務支援(アドバイザー業務)

例) 技術顧問制度
(埼玉県飯能市)

建設コンサルタントは、市と技術顧問契約を締結し、建設工事の事業化から設計、発注、施工、検査までの工程における専門技術に関する指導、助言、支援等を実施。



建設技術センター等の概要

沿革

建設技術センター等は、地方公共団体における建設行政を支援・補完し、良質な社会資本の整備に貢献することを目的として、道府県により昭和42年から順次公益法人として設立されている。(なお、全国組織である全国建設技術センター等協議会に加盟する団体は、平成16年8月現在、全国で41団体になる。)

業務内容

各団体ごとに業務内容は少しずつ異なるが、主なものは以下のとおり。このうち、発注者支援として、地方公共団体からの受託事業を実施している。

- 公共建設事業の企画・調査、設計・積算、施工管理
- 災害時の職員派遣による支援
- 道路・公園等の施設の点検・維持管理
- 技術者養成のための各種研修・講習会の実施
- 建設材料試験の実施
- 技術相談窓口の設置
- 各種研究の実施

公共工事の品質確保の促進に関する法律（抄）

（発注関係事務を適切に実施することができる者の活用）

第15条 発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とする事その他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

2 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者を選定したときは、その者が行う発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。